

懇談テーマ1【市内デマンド交通について】

先日、親園地区社会福祉協議会総会で大田原市社会福祉協議会からデマンド交通の路線維持のために利用率を上げたい旨の説明があったが、以下の課題点について伺いたい。

①定路線運行があるとのことだが、利用登録や予約をしないと乗車できないイメージを強く持っており、定路線運行がPR不足のため、利用者や利用目的に制限があるのではと躊躇している方がいると思われる。

②定路線運行を利用の際は、回数券や定期券のようなものはあるのか、今後、発行等の計画はあるか。

③行先が限られており利用したい場所が少なく、少し距離がある場合など、歩行に不安がある方には不便なので、行先の追加をしていただきたい。行先・乗車所の追加の場合の手続きはどの様な手続きになるのか。

※利用者は高齢者が多いと思われ、歩行に少し難がある方は、ドアＴｏドアに近い運行でないと利用を控えてしまうと思われる。

【回答】

現在、デマンド交通の利用促進のため、市のホームページや広報おおたわらにより周知しているほか、社会福祉協議会など関係機関の協力を得て出前講座を実施しており、先日も、ちかその思いやり隊長会議において、デマンド交通の仕組みや定路線運行、区域運行の利用方法や登録の仕方等について説明させていただいた。

①デマンド交通は、路線バスのように定時刻で運行している定路線運行と、自宅近くの専用乗降所から指定の行き先まで利用できる区域運行の2種類がある。

定路線運行については、朝の時間帯に「ふれあいの丘」から「大田原市役所」までが1便、「ふれあいの丘」から「野崎駅」までが2便、夕方の時間帯に「大田原市役所」から「ふれあいの丘」までが1便運行しており、主に通勤・通学の方が利用している。

利用される際は、路線バスと同様に利用登録や予約の必要は無く、利用目的にも制限はないので、誰でも利用することが可能となっている。

今後もデマンド交通の仕組みや利用方法等について、関係機関の協力を得ながら、引き続き周知に努めていく。

②現在、定路線運行を利用される際の定期券や回数券はない。デマンド交通は1台に乗車できる人数が限られており、降車時の料金徴収も軽微なものとなっていることから、現時点では、定路線運行及び区域運行ともに、定期券や回数券を発行する予定はない。

③区域運行については、親園地区と野崎地区及び佐久山地区の区域内を運行しており、野崎駅、親園・野崎・佐久山地区公民館などの公共施設、スーパーなどの商業施設、金融機関や郵便局、那須中央病院や医療機関、飲食店、高齢者施設など、155ヶ所が指定の行き先となっている。

区域内の新たな指定の行き先については、利用者からの要望や新たに出来た施設等を対象として追加することが可能となっている。

ドアＴｏドアでの運行については、使用している車が10人乗りワゴン車であり、場所によっては侵入や転回ができないこと、また、1時間毎に運行している現体制に遅れが出てしまう可能性もある。

現在、利用されている専用乗降所が自宅から遠い方については、現地を確認した上で変更することも可能であるので、希望される場合は生活環境課へご連絡いただきたい。

その他、福祉タクシー事業、高齢者等外出支援事業、高齢者通院等タクシー事業といっ

た福祉関係の移動支援サービスも有効にご利用いただきたい。

デマンド交通の利用促進として市ホームページで周知をしているが利用者が伸びず、市として何か工夫できないか常々考えている。

また、社会福祉協議会が出前講座を行いデマンド交通の説明を行っているが、ここ数年、その申し込みが減少している。そういうことから、今月または来月あたりに、自治会長宛てに出前講座の案内の通知をさせていただきたい。出前講座では、スマートフォンからも利用できるデマンド交通のWEB予約といった便利な方法についても説明したいと考えている。出前講座を希望される場合は、生活環境課にご連絡いただきたい。

【再質問】

行き先について、利用者からの要望で追加していただけるとのことだが、生活環境課へ直接連絡するのか、それともインターネットからの方法になるのか。

【回答】

行き先の追加については、インターネットではできないため、直接生活環境課へ連絡いただきたい。希望の場所に設置が可能かなど、職員が現地確認を行ってから設置ということになる。

【再質問】

高齢者にも分かりやすい説明用の資料などを用意していただけとありがたい。

【回答】

既にパンフレットなどは作成しているが、今後は高齢者にも考慮したチラシを作成していきたい。

懇談テーマ2 【自治会長の業務について】

現在自治会長選出については、ブロック制や輪番制でどうにか選出している。近年は会長になる年齢が若く、会社勤めの方も選任されている。勤めながらの活動でも平日時間に制限されない、効率化やスリム化の対応が必要と思われる所以、お聞かせ願いたい。

①市役所より適宜資料が郵送で送られ、提出書類は返信封書で郵送か、自ら市役所に提出に行っているが、メールでの送受信で行えば平日の時間制限が減るかと思われ、郵送に係る封書（含む返信用）、用紙等の削減も見込まれるので、ぜひ、検討をお願いしたい。

②自治会長（含む区長会会長）になると色々な充て職に就くことになるが、平日事業も多いので、各組織改革による役職数の削減や役所主体のボランティア活動（例：社協配食サービス）への移行等の検討をしていただきたい。

【回答】

市からの依頼等に対する返信については、郵送又は市に直接ご提出いただくなど御足労をおかけしており、ご指摘のとおり、メール等の活用はとても有効なものと考えている。

これらを踏まえて、本市では、スマートフォンなどを利用した出欠の報告やアンケート調査等の取組を進めているところであり、今後も皆様の負担が少しでも軽減されるよう、さらに推進していく。

市からの充て職については、各部署から各々依頼がある場合には、会長職に限らず登用できるように改善に努めてきたところである。また、関連する施策を所管する部署同士での情報共有を徹底し、調整が可能なものは同日開催するなど、負担の軽減が図れるよう効率的な運用に努めている。

安全安心に暮らせる地域社会の実現のためには、地域の自治会の力が不可欠である。市では自治会の負担になりすぎることのないよう、必要な改善を進めていくので、引き続き、ご理解とご協力をお願ひしたい。

【再質問】

先日区長連絡協議会役員会があり、次の会合の出欠報告は二次元コードを利用するということになった。

自治会としても、二次元コードで済ませることができるものに関しては、電子化に向けて目が向いている。電子化を進めいただければ、紙類や職員の時間的な削減にもつながると思うので、ぜひ進めていただきたい。

【回答】

自治会長と環境衛生推進員の合同研修会の出欠通知については、返信用はがきではなく二次元コードでの回答になったという話は聞いている。

市役所内においても、課によっては二次元コードを利用して出欠報告をいただいているところもあるが、従前の紙の方法で行っている部署もある。今後は、情報政策課から庁内に向けて、出欠報告等の二次元コード活用の周知を行っていきたい。

また、2年前の市政懇談会で出された質問で、WEBで会議ができるのかということについて、現在県や国と市との会議においては、WEB会議が主となっている。しかし、地域の皆様との会議については、今のところWEB会議のツールを全員が使いこなすことができる状況ではないため、WEB会議を行っていない。今後は、できるものから1つでも、WEB会議を増やしていくよう進めていきたいと考えている。

【再質問】

二次元コードを利用した詐欺が結構あると思うのだが、情報の正確性の担保というのはどうするのか心配である。例えば自治会に配布されたものが、配布の過程で詐欺の二次元コードに書き換えられる可能性もある。そう考えると、市で作成されたからといって安全とは限らないため、その辺を市ではどのように考えているか伺いたい。

【回答】

市が発行する二次元コードが100%安全かどうかといえばそうではないと思われる。できる限り途中で書き換えられることなどがないようにはしたいと考えているが、それを恐れていると広められないということもある。市が作成した二次元コードのセキュリティは確保されているので、どの時点で不正なものが入り込んでくる可能性があるかを考慮し、具体的な対策はデジタル専門の担当と話し合いながら進めていきたい。

懇談テーマ3 【市道拡張の進捗状況と新たな拡張依頼について】

以前からの要望ではあるが、20年来の道路拡張工事進捗状況と交通量の増加に伴う危険個所の発生、舗装破損について伺いたい。

①加治屋親園線（親園郵便局から加治屋に抜ける道）の拡張工事は、ここ数年、工事実績が見受けられない。県道大田原氏家線親園佐久山バイパスが開通の際は交通量が増えると思われる。

②親園佐久山線（ライスラインから松原橋経由佐久山道路）が抜け道的な道路となっており、交通量が増えている。幅員も狭く、すれ違い時の危険や鋭角な交差点もあり、付近の作物によっては見通しが悪い時がある。道路舗装の劣化も増えている。①同様、県道大田原氏家線親園佐久山バイパスの工事が進められているので、併せてお聞かせいただきたい。

【回答】

市道加治屋親園線は、主要地方道大田原氏家線の浅香地区から市道末広一区町線の加治屋地区を結ぶ延長約2Kmの路線であり、約半分は拡幅改良が済んでいるが、残り半分がいまだ未改良となっている。

この未改良区間については、令和3年度に待避所を整備し、令和6年度には路肩の修繕工事を実施しているが、本工事が進まない主な理由としては、現在においても一部未相続地があることから、これに伴う全ての道路用地の取得が困難であるため、事業を休止している。

相続登記は令和6年4月から義務化され、市としても早期に相続登記がなされることを期待しているが、相続登記が完了するまでは、拡幅事業の再開について目途が立たない。

市道親園佐久山線は、親園地区の荻野目橋付近を起点に滝岡地区のライスラインを横断し、佐久山の荒町地区までの約5.4kmの路線である。

本路線の新たな拡幅については、現在のところ整備計画はないが、今後、親園佐久山バイパスの開通に伴い、交通の流れや安全性など、状況の変化を注視する必要はあるものと考えている。

なお、舗装破損等の危険箇所への対応については、従前どおり維持補修を行い、安全管理に努めていく。

【意見等】

加治屋親園線の拡張の件で、郵便局の先に新しい分譲地ができておらず、その小学生が通学で田んぼの中のあぜ道を使っているが、雨が降った際には水がいっぱい歩くところがなくなっている。やむなく畦畔を歩くと直近に水路があり、より危険である。後で道路維持係に補修依頼を出すのだが、令和9年度から、親園北区自治会の土地改良が始まる予定があるので、拡張も進めていただきたい。

【意見等】

新しい道路ができるため、滝岡地区から佐久山方面に行く車が少なくなると思うが、中学生や小学生は通学路として利用しており、車と自転車がすれ違うときは少し危険な状態である。松原地区からくる道路までは拡張されて広くなつたが、肝心な交通量の多い道路が狭いので、せめて自転車が安全に通ることができるような道路にしていただきたい。

【再質問】

現在進められている主要地方道大田原氏家線、親園佐久山バイパスについて、ずいぶん工事が進んでいるが、先線の計画について市長の考えを伺いたい。

【回答】

ライスライン北側の延伸の予定は、県土木事務所で大まかなルート設計までは進んでいる。今まで親園佐久山バイパスの構想がされてきたのは、筋違橋や女神橋で交通事故が多く、死亡事故も出ていることが背景となっている。このため、バイパスの接続箇所が筋違橋より手前では意味がないと考えており、筋違橋から北の方に接続するような道路整備の要望をしている。また、どのような形でバイパスに市道を接道させるかということも課題になってくる。県では既に調査研究に入っているとのことである。

【回答】

補足として、ライスラインから北側の先線の計画に伴い、いろいろな市道が交差していることや、小中学校もあることから、市道がどのようにつながっていくかも重要になる。今後土木事務所が設計を進めていくなかで協議していきたい。

懇談テーマ4【河川内雑草、堆積物について】

地域内にはいくつかの河川が田畠の間を通っており、自ずと泥を含んだ水が河川へと流れ込む。野火焼や河川愛護等の除草では河川内の泥の撤去には無理があり、年々泥の量と雑草の生い茂る量が増えているので、市として市内河川の泥（雑草）対策の実施状況、もしくは実施計画や河川内泥の清掃基準等があれば伺いたい。

【今回対象箇所】

- ①北区内加茂内川（御陣屋橋付近）
- ②花園地区町井川（三色手付近）

【回答】

市内には、県が管理する一級河川、市が管理する普通河川等、地元住民などの受益者が管理する用排水路などがある。

加茂内川、町井川の当該区間について、河川管理者である栃木県大田原土木事務所に確認したところ、河川内の除草については、人家の周辺など、生活に支障をきたす恐れがある区間を中心に実施しているが、予算的制限もあることから、地域の方々にご協力をお願いしているとのことである。また、流れを阻害する立木や堆積土の除去については、令和元年東日本台風による被災箇所やその周辺、氾濫により人家への影響が生じる箇所、橋梁部や水衝部など氾濫の危険性が高い箇所において、地域の要望も踏まえ順次実施しており、今後とも流下能力の確保に取り組んでいくことである。

今回の現場を確認させていただいた。町井川に関しては川の中からかなり草が繁茂しており、加茂内川に関しても水際から大きな木が生えており、治水的にはどうなのかなという状況であった。

土木事務所で、今月中ぐらいに改めて現地調査を実施し、堆積物の除去などの対応を検討していくと聞いている。市としても、適切な維持管理となるよう、県に要望していく。

【再質問】

今回の対象箇所ではないが、南区自治会の深川も、今回のテーマと同様に土砂のようなものが入ってきており、水草が多いため、県に相談しているが、県の予算の都合もありできていない。土手の草刈りは自治会で行っているが、一向に浚渫に入る様子がないため、段々と底が浅くなってしまって深くなることはないと思われる。昨年度末の危険箇所の見直しの際に、深川の南側は浸水対象地域になっているため、堆積物の除去を検討していただきたい。

【回答】

確かに深川も加茂内川や町井川と同じような状況である。中小河川はどうしても平常時の流れが弱いので、土砂がたまってどんどん草が生えてしまう。また、先ほど指摘のあった浸水想定区域に関して、今まで大河川において設定されていたが、近年中小河川についても設定され、それに基づいてハザードマップも今後更新していくこととなる。中小河川についても、危険性が見える化されていくので、自治会で土手の草刈りなどを行っていることも含め、県に伝えていく。

懇談テーマ5【社会福祉について】

ちかその思いやり隊で高齢者（日中一人・高齢者世帯）の見守り活動を行っているが、それだけでは不十分と感じている。色々と確認したところ、大田原市でも緊急通報装置貸与事業があることを知ったので、以下について伺いたい。

- ①市として貸与者の選定基準はあるのか。また、現在どの程度の貸与実績があるのか。
- ②家族が不安と感じた場合、申請をすれば貸与していただけるのか。また、その時の申請手続きはどのようにするのか。
- ③貸与費用は1,000円と聞いているが、せめて高齢者への貸与は無料にできないか。
※現在、見守り活動で対象者になっている方への無料貸与を切に希望する。

【回答】

緊急通報装置貸与事業は、一人暮らし高齢者又は高齢者世帯の家庭において、急病や災害等の緊急事態が発生した時、迅速に連絡対応が行える装置を整備することにより、自宅で安心して生活していただける環境を整備することを目的としている。

①貸与者の選定基準については、条件が3つ定められている。

一つ目はおおむね65歳以上の人暮らしの方、二つ目は介護保険における要介護認定又は要支援認定を受け、実際に居宅介護サービス又は介護予防サービスを受けている方の居る高齢者のみ世帯、三つ目は心臓疾患等の緊急性を伴う慢性疾患があり、常時注意をする方の居る高齢者世帯、であり、これらの条件のいずれかに当てはまる場合に貸与の対象となる。

貸与実績は、令和4年度は147人、令和5年度は108人、令和6年度は101人である。

②申請手続きについては、本人、親族、近所の親しい方、またはケアマネージャー等が、高齢者幸福課窓口にサービス利用申請書と関係書類を提出していただくことになる。

その際には、個別の事情があり、緊急通報装置の利用も含めた様々な対応が必要と推測されるので、まずは地域包括支援センターへご相談いただきたい。

なお、緊急連絡先となる方1人と協力員となる方3人の登録が原則必要となる。貸与した装置から緊急通報が発令された場合に、連絡が行く方々となるので、申請の前に選任をお願いしたい。

③この事業においては、緊急通報装置、携帯型送信機、人感センサー、火災報知器等の設置に係る工事費と、初期設定、保守・定期連絡等のサービス維持費用が毎月発生する。

現在のサービス提供事業者との契約では、1件あたり月額約3,000円の支払いが必要となるが、費用の約3分の1である1,000円を、令和3年4月から受益者負担分としている。

本事業については、一人暮らしの高齢者等の皆様が、引き続き安心して生活できる体制を維持するために必要な事業であると考えている。

これからも適切な事業運営を行い、隨時見直しを行っていくので、貸与費用の一部自己負担についてはご理解をいただきたい。

【再質問】

那須塩原市は無料という話を聞いたのだが、大田原市と那須塩原市の違いを教えていただきたい。

【回答】

那須塩原市について調査したところ、那須塩原市は大田原市と比べて人口も多く、区域が広いということもあるが、360名程度の方が無料ということである。ほかの市町では、無料のところもあり、有料のところもある。

那須塩原市が導入している緊急通報装置の1件あたりの単価については、本市よりも若干安く、ほかの市町も本市より安い単価のところが多い。本市が導入している緊急通報装置は高機能な装置なため、1台あたりの使用料が月額約3,000円かかっている。

受益者負担分の1,000円は、電話料金に上乗せした形をとっている。現在導入している有効な装置を今後も使用していきたいと考えているので、このままの金額でご負担をお願いしたい。

【再質問】

緊急連絡先の方1名と協力員の方3名の登録が原則であるが、協力員の方は何をする人なのか。また、1人暮らしの高齢者にとって、3人の協力員を集めることは困難だと思われる。これが理由で利用者が伸びないのでないのではないか。

【回答】

緊急連絡先1名は親族の方もしくは近隣の方が望ましいが、近隣にそのような方がいない場合、協力員の方が近くにいることが非常に有効であると考えている。しかし、そのような協力員の協力を得られない一人暮らしの老人の方もいる。

どうしても協力員がいない場合には、民生委員に協力していただいている例もある。また、地域のケアマネージャーに協力していただいている場合もある。協力員を必須要件にしてはいるが、申請の際に実情に合わせて、どのような形ができるかを相談しながら決めていく運用をしている。

主な業務は、通報装置が押されたときに、その様子を見に行っていただくことである。様子を見に行つた際に、例えば外で具合が悪くて倒れていたなど、何かあった場合に通報し救急車を呼んでいただくなどのお願いをしている。

協力員の方には、協力員の業務内容がどのようなものかが記載されたチラシを作成し、配布している。

【再質問】

協力員を依頼する際は、その業務内容を説明したうえで依頼することになると思われる。説明の際には説明用のチラシを使用すると思うが、市へ相談すれば、緊急連絡先の方と協力員の方への説明資料としていただけるのか。

【回答】

必要に応じて資料を渡している。また、市のホームページにも申請様式やチラシを掲載しているが、まずは高齢者幸福課や地域包括支援センター等にご相談いただきたい。

事前に準備することや協力員について等、実情に応じた説明をさせていただく。

【意見等】

協力員3人というのは難しいと思ったのだが、見つけられない場合には地域包括支援センターなどで実情を相談し、ケースバイケースで対応していただくことができるということを理解した。

【再質問】

このような事業があることを初めて知ったのだが、緊急通報装置で通報した際にどのような流れでどこに連絡がいくのか、資料の文面だけではよく分からなかった。

先ほどの説明では、3名の協力員の役割は重い責務になり、かなりのプレッシャーがかかるものなのではないかと思えた。緊急通報装置が発信されると、どのような流れで通報されるのか教えていただきたい。

【回答】

緊急の際に通報装置を押すと、業務委託している緊急センターに通報される。その通報を受けた緊急センターが、緊急連絡先に連絡をするという流れになっている。

もし連絡が取れない場合には、市の担当部署である高齢者幸福課に連絡が入り、職員が現地を確認し、必要に応じていろいろなところに繋ぐという流れになっている。

通報装置のセット内容について、まず緊急通報装置は、電話回線に接続し、緊急の際に押して通報する大きなボタンと、緊急ではなく相談等ができるボタンがついている装置である。携帯型送信機は、首からかけるペンダントくらいの小さなものであり、自宅内であれば緊急通報装置と無線で通信しており、携帯型送信機のボタンを押せば緊急通報装置のボタンを押さなくても連動して通報されるというものである。安否のセンサー（人感センサー）は、外部の侵入ではなく、ご自宅で通常動いている方がしばらく動かないという際に感知して、緊急連絡先や協力員の方に通報するものとなっている。火災報知器は、消防法上の火災報知器であり、これを全て連動させたものを通報装置セットとしている。